

世界が進むチカラになる。



でんさい STATION

ご利用に際してのご留意事項

でんさい STATION 重要事項説明書

三菱UFJ銀行

目次

1. ご利用にあたって	3
2. 電子記録の請求・記録について	4
3. でんさいの決済	7
4. 支払不能	8
5. 異議申立の手続き	9
6. 記録事項の開示	10
ご参考:説明に使用する用語	11

1. ご利用にあたって

本文の詳細な内容につきましては、必ず業務規程および業務規程細則をご確認ください。

当行でのでんさい利用のご留意事項

1. ご利用にあたって

- ・ ご利用には当行所定の審査があり、審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。
- ・ 「支払企業」(手形の振出人および受取人に相当)、「債権者」(手形の受取人に相当)のいずれかの申し込みとなります。「債権者」として申し込まれた場合、でんさい*1 を発生させることはできません。
- ・ 利用手数料、利用可能時間は、窓口金融機関*2 ごとに定めています。ご利用に際して当行HP等でご確認ください。
- ・ お客さまには、でんさいネットより、1法人(個人事業者である場合には1人)につき、1つの利用者番号が付与されます。
- ・ 複数の窓口金融機関をご利用される場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。
すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、当行または別の参加金融機関に利用申し込みをされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。
誤って2つの利用者番号が付与され、後日その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号にまとめさせていただきます。
- ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、本人確認に加えて、職業／事業内容や取引を行う目的等を確認させていただくことがあります。

2. 電子記録の請求・記録について

2. 電子記録の請求・記録について

発生記録(手形の振出に相当)

- ・ でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100億円未満です。
なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。
- ・ でんさいの発生記録を債務者請求方式で行う場合、でんさいの支払期日(手形の支払期日に相当)は、電子記録日(でんさいの発生日)から起算して3営業日を経過した日の翌日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。
ただし、でんさいの発生記録を債権者請求方式で行う場合は、電子記録日から起算して6営業日を経過した日の翌日以降となります。
- ・ でんさいの発生記録を債務者請求方式で行う場合、債務者のお客さまは、手数料の負担を「依頼人負担」「受取人負担」から選択可能です。
「受取人負担」を選択した場合、債務者のお客さまが入力した債権金額から手数料を減算した金額を、でんさい債権金額として、でんさいネットに記録請求いたします。
- ・ 債務者のお客さまが「依頼人負担」「受取人負担」のいずれを選択いただくか、または債権者のお客さまが「請求者負担」「相手方負担」のいずれを選択いただくかは、お客さまご自身にて、お取引先とご相談いただくと共に、会計処理、および下請法など各種法令等への対応については、必要に応じて法律・税務・会計等の専門家にご相談ください。

譲渡記録(手形の裏書に相当)

- ・ でんさいを譲渡する場合は、手形の裏書に相当する効果を確保するため、原則として保証記録(譲渡保証)も同時に行われます。
債務者(手形の振出人に相当)が支払期日に支払えなかった場合(支払不能*3)、でんさいを譲渡したお客さまは、債権者に対して支払義務を負うことになります。

2. 電子記録の請求・記録について

特定記録機関変更記録

- ・ 特定記録機関変更記録を起因とする発生記録については、債務者が既に書面で別途承諾を行っており、更なる承諾は不要であることから、承諾依頼の通知を行いません。

なお、発生記録(債権者請求方式)の請求記録において、「請求者Ref. No.」の先頭が『「TEIKEIKIROKUKIKAN(17桁)」+「.(1桁)」』の場合、当該発生記録は特定記録機関変更記録とみなされてしまい、発生記録承諾依頼通知が債務者に通知されませんので、ご了承ください。

保証記録

- ・ 保証記録には、前述の譲渡保証と、譲渡を伴わない単独保証があります。当行では、他の窓口金融機関をご利用のお客さまから請求された保証記録のご依頼に対して承諾することはできますが、当行をご利用のお客さまから請求することはできません。

でんさいの取り消し等

- ・ 債務者請求方式による発生記録および譲渡記録は、電子記録日から起算して5営業日から最短で1営業日の間は、記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます。

ただし、支払期日の3営業日前までとなります。

債権者請求方式による発生記録は、発生予定日から5営業日以内に諾否回答してください。

ただし、支払期日の7営業日前までとなります。(当該期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります)。

2. 電子記録の請求・記録について

でんさいの記録内容の変更

- ・ 当行をご利用のお客さまがでんさいの記録内容（発生記録のみの場合は除く）の変更を行うには、利害関係者全員の承諾を変更記録請求書により得ていただいたうえで、当行所定の日までにご提出いただく必要があります。

記録請求の制限期間

- ・ でんさいの支払期日が近づくと、記録請求が制限されます。
例えば、譲渡や分割の記録請求は対象となるでんさいの支払期日の3営業日前までに行う必要があります。

記録請求の制限

- ・ でんさいの各種記録請求には、制限があります。
例えば、分割記録は譲渡記録と同時に行う必要があります。

3. でんさいの決済

3. でんさいの決済

- ・ でんさいの決済(支払い)は原則、支払期日に「口座間送金決済」*4 により行います。債権者口座には口座間送金決済を通じて債務者が決済終了後入金されます。
- ・ 債務者のお客さまは、お客さまの責任において、支払期日の業務開始前(支払期日が営業日以外の場合は翌営業日の業務開始前)までに、決済資金を決済口座に入金してください。

※ 資金移動サービス等の当行所定の時刻に別口座から資金を振り替えるサービスをご利用の場合は、支払期日の振替時間が夕方になるケース等があり、決済にならないことがありますのでご注意ください。

- ・ 支払期日の15 時までに、債務者のお客さまの決済口座から口座間送金決済に関するお引き落としができない場合、支払不能となります(時限の猶予は一切ございません)。
- ・ 債務者に支払不能が生じた場合、「譲渡保証人」および「単独保証人」は、債権者に対して、支払義務を負います(手形の遡求権(譲渡保証のみ)と同様)。

「譲渡保証人」および「単独保証人」は、債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録をした場合、特別求償権を取得します。例えば、「譲渡保証人」は ご自身より前に記録されているすべての「譲渡保証人」、「単独保証人」および債務者 に対して、求償することができます。

4. 支払不能

4. 支払不能

- ・ 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、支払不能となった旨およびその事由が記録され、第1号支払不能事由および第2号支払不能事由（異議申立した場合を除く）による支払不能通知が全参加金融機関*5へ通知されます。
- ・ 第1号支払不能事由および第2号支払不能事由（異議申立した場合を除く）による支払不能が6カ月以内に2回発生した場合は、取引停止通知が全参加金融機関に通知され、取引停止処分が科されます。取引停止処分が科されると、全参加金融機関におけるでんさいの債務者としての利用（発生記録および保証記録（単独保証人となること））および貸出取引が、でんさいネットより参加金融機関に取引停止処分通知が行われた日より、2回目の支払不能となった債務の支払期日から起算して2年を経過する日までの間停止されます。

支払不能事由	概要
第0号 支払不能事由	債務者の信用に関しない事由（債権者同意による支払猶予等） 支払不能処分を科することが不適切な事由（破産手続開始決定等）
第1号 支払不能事由	債務者の信用に関する事由（資金不足、債務者口座なし等）
第2号 支払不能事由	第0号・第1号以外に事由（契約不履行、不正作出等）

5. 異議申立の手続き

5. 異議申立の手続き

- ・ 債務者のお客さまは、支払不能となった事由が、でんさい取引に係る商取引の契約不履行である、またはでんさいの不正作出（なりすましや不正アクセスによる電子記録）である場合等、でんさいの支払いを中止する所定の理由がある場合、異議申立の上、支払不能処分の猶予を求めることができます。
- ・ ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前営業日までに当行にその旨の申し出をいただき、支払期日までに債権金額相当額（異議申立預託金）を当行に預託していただく必要があります。

6. 記録事項の開示

6. 記録事項の開示

- ・ 電子債権記録機関であるでんさいネットにおける記録原簿について「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者（債務者、債権者、譲渡保証人、単独保証人、支払者、差押債権者）と利害関係者の窓口金融機関です。
- ・ 当行でのでんさい利用の場合、「記録事項」の開示請求を行った者は、原則自らが 関与した電子記録より後の記録事項の照会を行うことはできません。ただし、債務者は債権者について照会することができます。
- ・ 定例発行方式の残高証明書の登録があるお客さまについて、利用契約の解約の申込みがなされた場合、もしくは利用契約の解除通知が発送された場合、当該日以降、定例発行方式による残高証明書の発行を停止する場合があります。
定例発行方式による残高証明書の発行が停止された場合で、残高証明書が必要な場合は、あらためて当行に残高証明書の発行をお申込みください。

ご参考：説明に使用する用語

ご参考：説明に使用する用語

項目	ご注意いただきたいこと
*1 でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権のことです。
*2 窓口金融機関	お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまからの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
*3 支払不能	支払期日までに口座間送金決済ができなかった状態のことです。
*4 口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、振込を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
*5 参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系統金融機関等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。

株式会社 三菱 UFJ 銀行